

表1(別紙)

事業分類		代表的な工事の区分	事業分類 ポイント
建 築 工 事	文化財 1	維持修理※3	0
	文化財 2	根本修理※4のうち対象建物が※5に該当しない工事	2
	文化財 3	根本修理のうち対象建物が※5に該当する工事	4

※3 維持修理は建物の機能を健全に維持するために行うもので、屋根葺替や塗装修理、部分修理がある。

[典拠]「国宝・重要文化財建造物保存修理補助事業実務の手引き」

(平成 30 年 6 月文化庁文化財部参事官(建造物担当))

※4 根本修理は屋根から軸部、基礎まですべてをいったん取り外して修理し、再び組み立て直す解体修理と、軸部の一部を解体せずに行う半解体修理がある。

[典拠]同上

※5 文化庁の定める「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」の別表に掲げる建造物

「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」【別表】

一 次の各号のいずれかに該当する文化財建造物の半解体又は解体修理

1 国宝である建造物

2 重要文化財である建造物のうち、鎌倉時代以前建立の建造物、五間堂以上の仏堂、五間社以上の社殿、複合社殿、二手先以上の組み物を有する建造物、二重以上の屋根（もこしを含む。）を有する社寺建造物、3 階以上の城郭建造物、延面積 3 3 0 平方メートル以上の建造物、又は主要構造部に大規模な改変があつて高度の調査を必要とする建造物。

ただし、木造小塔、建物内に安置された小建築、石造塔を除く。

二 文化庁が前項に掲げる補助事業と同等の取扱いを必要と認めるもの